

5月16日の発表

報道発表資料の配付日時 5月16日(月) 16時00分

発表項目 (行事名)	泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定に基づく立入調査結果について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>北海道及び地元4町村は「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定」に基づき、次のとおり立入調査(平成23年度第1回目)を実施しましたので、その結果をお知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日時:平成23年5月12日(木) 10時30分～17時45分 ・実施機関:北海道、泊村、共和町、岩内町、神恵内村(19名) <p>【調査結果】</p> <p>今回の立入調査では、国(経済産業省)から指示があった「平成23年福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策について(平成23年3月30日付)」を受け、北電(株)が変更申請した「泊発電所原子炉施設保安規定*」が認可されたこと(平成23年5月6日付)及び、別紙のとおり泊発電所において緊急安全対策が実施されていることを確認しました。</p> <p>※法律に基づき発電所の安全運転のために遵守すべき事項を事業者自らが定め、経済産業省が認可したもの</p> <p>【立入調査時における道・地元4町村からの申し入れ事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急安全対策については、国において適切に実施されていると判断されているが、機材の適切な管理とともに、休日、夜間・早朝はもとより、厳冬期においても対応できるよう、繰り返し各種訓練を実施するなど、泊発電所の安全確保に万全を期すること。 ・今後、福島第一原発事故に係る国の検証結果を踏まえて、抜本的な対策を講じることとなるが、中長期対策については、住民の不安解消のためにも、可能な限り早期に実施すること。 ・緊急安全対策の実施状況については、地域住民はもとより道民に対して、広く情報提供を行うこと。また、引き続き、泊発電所の保守運営に関する情報を、分かり易いかたちで、積極的に提供すること。 <p>【その他】</p> <p>泊発電所における緊急安全対策の評価結果について、5月17日に国(経済産業省原子力安全・保安院)から説明を受ける予定です。</p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)後志総合振興局	
	同時レク		

担当 (連絡先)	総務部危機対策局原子力安全対策課環境安全G主幹(担当者:前川 清三郎) TEL 011-231-4111(内線22-853)、011-204-5012(直通)		
-------------	--	--	--

泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定に基づく 立入調査結果(H23. 5. 12実施)

1 緊急点検の実施（津波に起因する緊急時対応のための機器及び設備の点検）

除熱機能、使用済燃料ピット冷却機能及び電源確保に必要な機器の点検を実施し、機器に異常がないことを確認していることを、点検記録の閲覧により確認した。

2 緊急時対応計画の点検及び訓練の実施

全交流電源、海水冷却機能及び使用済燃料ピットの冷却機能の全てを喪失した場合の運転操作や電源・給水を行うための手順を策定し、関係者に教育した上で、総合訓練（全交流電源喪失時の運転操作訓練・移動発電機車による給電訓練・仮設ポンプによる冷却水供給訓練・使用済燃料ピットへの冷却水供給訓練）を実施するとともに、訓練結果を踏まえ、検証・改善を行い、「泊発電所運転要領」の改正及び「泊発電所津波による電源等喪失時対応要領(以下「対応要領」という。)」の制定を行っていることを関連要領、教育記録等の閲覧及び聴取により確認した。また、今後においても継続的に訓練を実施することを「泊発電所教育訓練管理要領」の閲覧で確認した。

3 緊急時の電源確保（代替給電）

移動発電機車2台（3,200kW、500kW）を高台に配備し、全交流電源が喪失した場合、中央制御室等にある計器によるプラント監視機能を維持するために電源供給を行う手順を定めていることや必要な電源容量を供給できることを、「対応要領」等の閲覧及び現場で確認した。

4 緊急時の最終的な除熱機能確保（蒸気発生器への代替給水）

仮設ポンプやホースを高台に保管し（使用済燃料ピットへの代替給水用を含む）、全交流電源が喪失した場合に、原子炉を含む1次冷却系を除熱する蒸気発生器への給水を行うタービン動補助給水ポンプ※¹の水源である補助給水タンク（ピット）や2次系純水タンク以外の代替水源（原水槽、ろ過水タンク、防火水槽、海水）から仮設ポンプ及びホースを使用して給水を行うための手順を定めていることや冷却に必要な給水量を供給できることを、「対応要領」等の閲覧及び現場で確認した。

5 緊急時の使用済燃料ピットの冷却確保（使用済燃料ピットへの代替給水）

使用済燃料ピットの冷却機能が停止し、さらに恒設設備（燃料取替用水タンク（ピット）等）による給水ができない場合に備え、代替水源（原水槽等）から仮設ポンプ及びホースを使用して、給水を行うための手順を定めていることや冷却に必要な給水量を供給できることを、「対応要領」等の閲覧及び現場で確認した。

6 構造等を踏まえた当面必要となる対応策の実施（安全上重要な機器を設置しているエリアの水密性向上対策）

タービン動補助給水ポンプ、安全系蓄電池等の蒸気発生器を介した原子炉冷却に必要な機器が、設置されているエリアの水密性を向上するために、扉の隙間にゴムパッキン施工等の対策を実施していることを、施工記録の閲覧及び現場で確認した。

7 中長期対策等

今後、低温停止状態までの対応、移動発電機車の追加配備、非常用発電機の配備、海水ポンプ電動機予備機及び代替海水取水ポンプの確保、発電所内水源の信頼性向上、浸水対策の強化を行う予定であることを聴取により確認した。

8 その他確認事項

- ・がれき対策：地震や津波によるがれきの散乱を想定して、ホイールローダー※²1台を高台に配備していることを現場で確認した。
- ・資機材の保管：今後、資機材保管庫を、冬季までに設置し、管理していくことを確認した。

※¹:電源が喪失した場合でも蒸気力で駆動できる給水ポンプ

※²:車輪で走行するトラクターショベル